

連想と読み替え — 十訓抄の表現(2) —

竹村 信治

一 はじめに

「教訓の理念と具体的な事例の緊密な対応、呼び合いこそが本質である」とは、小峯和明「十訓抄」(『研究資料日本古典文学』③説話文学)明治書院、一九八四・一刊)の言であるが、私見によれば、十訓抄の叙法は、編述主体の連想とこれを規制する諸要因との拮抗をこそ本質とする。連想は、それを導く対象の主題、叙述展開、作品に設定された主題、あるいは主体を支配する思考の枠組みなどに規制されながらも、時に解放され、叙述を領導し、主題を展開させ、編述主体に働き掛けつつ、作品の形成に参与する。連想、この編述主体の自己運動にこそ、十訓抄の表現は顕在化すると考える。

二 連想と読み替え—問題の所在—

十訓抄の叙述は、別稿(「連想と展開—十訓抄の表現(1)—」説話・物語論集12、一九八六・一二。以下、小論にいう前稿はこれをさす。)に指摘したとおり、大略、主題文・引証・関連話題・関連説明によって構成されていると観察される(注)。編述主体の連想の営みは、「引証」の間、「引証」「関連話題」とそこから想起された「関連話題」との間、またこれらに付された「関連説明」について見ることができ、まずは、事例を取り上げて、連想にかかわる小論の関心の所在をあきらかにしておく。

十訓抄の連想は、引かれた説話に対して、類想・対照・比較・付加・注釈・典拠利用作品例示などの関係をもって発現するが、その関係の在り方に注意してみると、連想を導いた話題(以下、対象話題とよぶ。)と導かれた話題とが、必ずしも緊密な対応をもっている場合だけではないことがわかる。例えば、前稿に示したごとく、第一章第6段(段数及び引用は、第二類本系統による。以下、同。)で、余吾大夫に關する蜂の報恩譚に付された「関連話題」が「スベテ蜂ハ短少ノ虫ナレドモ、仁智ノ心有ト云リ」との言葉によって引かれる「蜂飼ノ大臣」宗輔の話題であったり、さらにこれを受けて「漢蕭芝ガ雉ヲシタガヘタリケルニコトナラズ」の叙述によって示される話題であったりするところに、それは明らかであろう。宗輔話は、報恩にかかわらず、むしろ「仁智ノ心有」との言葉に対する「引証」的性格をおびつつ、蜂に關する話題として付加的に紹介されたものごとくであるし、また、後者は、「仁智ノ心有」蜂の例証ではなく、宗輔話での彼が蜂を操った点にのみ注目した類話紹介と考えられる。類想話として、あるいは付加説明として引かれながら、その引用の連なり方に、ある種のズレを、そこに見ないわけにはいかないであろう。この場合、引用の連なりは連想関係として理解することが可能であるから、連想関係そのものに、ある種のズレを認めうるということになる。

同様のケースは、十訓抄のうちいくつか指摘できるのであって、第七章第10段と第11段の関係もその一つである。思慮をテーマに掲げ

る本章にあって、人の謀り事に落ちない用意を説き、その中で文字や言葉を用いた難問を見事に解いてみせる人々を取り上げる、その「引証」として第10段はある。深覚僧正からの申し出にあった「法蔵」の語について、これを理解できなかった頼通に対し、古女房が腹痛と解き、「魚ノアワセ」が送られたとの話題で、やや、古女房よりも僧正の方に焦点が当てられた叙述となっているが、「引証」の役割は果たされている。第11段は、これを受けて、林懐僧都が鮮魚を食し、林懐の護法が、腹痛に病む女性（魚を供した人の妻）を癒したとの話題が語られる。そこには、魚が腹痛を癒したことを話題にしている点や、僧侶が魚肉を食したとする点に、前話との共通要素が見出されるが、第10段が「引証」機能を果たす際の読み方（古女房の思慮）とは、何等かわるところがない。また、第11段に付された「仁海僧正ハ小鳥ヲクハレケルトゾ」の「関連話題」は、上の第10段と第11段との共通要素の一方にだけかわって、他方にはかわるところがない。話題間の連想契機は指摘できるものの、その連なり方にズレが確認される点、先の事例と同様であろう。

さて、かような、連想関係にある説話相互に認められる連なり方のズレは、対象話題が引用された折に担っていた話のポイントと、連想を介して説話が導かれる際に読み取られる対象話題の話のポイントとのズレにはかならないが、これは、連想が、対象説話への多元的な読み取りの可能性を背景とした、「読み替え」の営みと深くかわっていることを思わせる。第一章第6段の場合でいえば、余吾大夫に関する蜂の報恩譚が、蜂の「仁智ノ心有」さまを語る話題として読み替えられて「蜂飼ノ大臣」宗輔の話題を導き、さらにこれが、宗輔の蜂を操るさまに注目されて読み替えられ、「漢蕭芝ガ雉ヲシタガヘタリケルニコトナラズ」の叙述をもたらすのである。また、第七章第11段について言えば、古女房の思慮を語る話題として「引証」の機能を果たした第10段に対し、魚が腹痛を癒したことや僧侶が魚肉を食した点に注目した読み替えをおしてこれが引かれ、さらに僧侶の肉食を焦点

化した読み替えを経て「仁海僧正ハ小鳥ヲクハレケルトゾ」が想起された、ということになる。

説話相互の連なり方に認められるズレは、編述主体の対象話題を読む営み（説話行為）と深くかわり、その読む営みの自在さに起因する。読みの自在さが自在な読み替えを生み、自在な読み替えが話題相互間の「自在な連想」関係をもたらすのである。小論の関心は、かような、話題相互間の自在な連想関係の背後にある「読み替え」の営みにある。

もちろん、自在な読み替えといっても、そこにある種の規制がはたらく場合があることは、はじめに述べたとおりである。たとえば、第一章で、「用意深き」振る舞いをテーマとする折、その対照事例として示された第37段以降の「越度」話題において、第41段が、言失を犯した蔵人の話である第40段の対照話題として引かれながら、「用意深き」随身の振る舞いを描き、第42段が、随身の振る舞いを語る話題としてこれに続いていく、などは、その例であろう。第42段を導く際の、第41段への読み替えは、「用意深き」振る舞いを説くテーマの規制を受けている。対象話題への読み替えに基づく連想が、当面の主題からズレながらも、それを覆うテーマの規制をうけて、「引証」を兼ねる説話を導いているのである。

時に規制を受けながらも、編述主体の「自在な連想」の背後にあって作品叙述の形成に参与する「読み替え」の営み。本稿では、その状態と機能について、しばらく、観察を試みておくこととしよう。

三 読み替えの二様

前節では、連想と読み替えについて、これを、連想関係にあると見られる話題相互の連なり方のズレに着目して検討し、そのズレをもたらす要因の一つとしてある、対象話題からの連想の間に営まれる「読み替え」を指摘したが、一方、連想は連想として「読み替え」にかかわらないものの、連想によって導かれたと見られる説話が、対象話題

との対照を介して「読み替え」を促す場合がある。

たとえば、前稿に引いた第六章第24段の、晴れの場で失態を演じ父に打たれながらもその身を案じて逃げなかった武則・公相の話題に対する、聖徳太子説話や曾参の話題の連想は、この例であった。父に打たれて逃げなかった子、という点に類想契機をもって導かれながら、聖徳太子説話は太子の廉潔をかたる話題である点で対象話題とのズレをもち、曾参説話はこの行為が孔子によって不孝の振る舞いと解釈されることで対象話題との対立を示す。しかし、これらのズレや対立は、両者の対照を介して、相互の話題の読み替えを促すであろう。つまり、孝子譚として引かれた武則・公相話題を、あるいは廉潔の振る舞いを説く話として、あるいは不孝の因をつくることになりかねない振る舞いを語る話として見せ掛け、また、一方で、聖徳太子説話を孝子譚に読み取らせるのである。ここでは、連想の経緯に「読み替え」を認めることはできない。それは、作品における対象話題の位置付けに沿うかたちで連想されながらも、連想によって導かれた話題がはらんでいた対象話題とのズレや対立が、両者の対照を介して「読み替え」の営みを惹起したものであるというべきだろう。

同様の事例は、第六章第35段と第37段との連想関係にも指摘できる。第35段は、廉潔の振る舞いを心がけた小野宮右府実資が、邸の焼亡するのを見ながら、これを天の授ける災いとして焼けるにまかせ、賢人の名を得たとの話題で、第六章に設定された主題の一つである「廉直」の「引証」として示された説話である。実資の「若クヨリ賢人ノ一筋ノミナラズ、思慮ノ殊ニ深く、情ケ人ニ勝レ」ていたことを語る第36段（頭中将の折、殿上にて頓死した藤原貞高の遺体を人目につかないように配慮して運び出させた話）を「関連話題」として伴っているが、この同一人物に関する付加的説明として加えられた「関連話題」につづき、第37段では、宇治拾遺物語にも収められている絵仏師良秀の話題が語られる。それは、第35段に語られた出来事との類似性（自邸の焼けるのを下さず見ていた点）に基づいて連想された説

話であるといつてよいだろう。この連想契機は、第35段にとって「引証」機能にかかわり、それ故、第37段との連想関係に、前節にいう「読み替え」によるズレはない。注目すべきは、本段の末尾に、「ヲコガマシクキコユレドモ、右府ノ振舞ニ似タリ」とある点である。良秀の話題に関する既成の読み方を「ヲコガマシクキコユレド」として説明し、しかし、それが「賢人ノ大臣」実資の振る舞いに類似するとの指摘は、類同する出来事についての意味付けのズレ（対立）を確認し、この確認をおして、対立する意味付けを、相互に揺り返させる働きをもつとみられよう。この一文をえて、一話は、単なる類想話の紹介に止どまらず、第35段との間に「読み替え」の営みをもたらすものとなる。良秀を賢人に読み替えさせるのか、実資の振る舞いを「ヲコガマシク」見せ掛けるのか、それは読み方次第で、ともに可能である。前者であれば、それは、第37段に、第35段と等質の「引証」を兼ねさせるであろうし、また後者であれば、それは、第七章第13段に示される「他事ノ賢ニハ似ズ、女事ニシノビ給ハザリケ」る実資像とひびきあう。

対象話題にかたられる出来事の枠組みとの類似や共通点によって説話が想起され、想起された話題のはらみもつ対象話題とのズレや対立を契機として、その類想された説話自身が対象話題によって読み取りを揺さぶられたり、対象話題が想起された説話によって揺り返される。ここに、連想に基づいて導かれた説話が、対象話題との対照を介して、編述主体の「読み替え」の営みを呼び起こす有り様は、あきらかである。自在な連想は、自在であるが故に、時として対象話題とのズレをもたらし、その対照は、読み替えを促して説話の読みを多元化させる。

かくして、十訓抄における、連想にかかわる「読み替え」は、連想の間の「読み替え」の営み、そして、連想に導かれた話題が対象話題との対照を介して促す「読み替え」の営み、この二様として整理されるように観察される。

ところで、十訓抄において、説話の「読み替え」、それゆえ説話の読み取りの相対性が、いかに自覚的な問題であったかは、第二章第3段の有り様のうちに、これを窺うことができる。

十訓抄第二章は、「可離憍慢事」をテーマに掲げ、その小序では、憍慢に端を発する振る舞いを列挙してこれを戒め、「人目をはゞかり、世のそしりをつゝしみて、心にまかすまじきなり」（第一類本による。）との処世訓が提示されるが、これを補強するために示された現実理解「大方世ニアル道ノワヅラハシク振舞ニクキ事」は、第2段（莊子故事）、第3段の「引証」によって例証されている。この内、第3段は、「諫ムベキヲ見テイサメ、退クベキヲミテ退ル」屈原及び伯夷・叔斉の「寒水ヨリモ潔」い振る舞いが強調され、しかしながら、その彼らの振る舞いも、橋倚平の詩（和漢朗詠集・雜）によって「猶時ニシタガワヌ振舞」と批判されたとして、世を「堅ク恐ツムシムベキ」ことが説示される。ここでは、屈原及び伯夷・叔斉の故事に対してコード化を果たした「廉潔」の読み取りと倚平の詩の示す「独善的ひとりよがり」との読み取りとが対照され、読み取りの際立った対立を提示することで、「世ニアル道ノワヅラハシク振舞ニクキ」現実が例証されている。本段の場合、冒頭に引かれる屈原及び伯夷・叔斉の故事は、前段との間に連想契機を持たず、それ故、逆に、橋倚平の朗詠詩にみられる本話題の読み取りのありようの意外性を主題に即して強調するために紹介されたと判断される。したがって、ここに見る読み取りの対立は、小論にいう連想にかかわる「読み替え」の営み、すなわち、本話題から朗詠詩が想起され、そこにもたらされた読み取りの対照が「読み替え」を促す、といった営みとは無関係なものだが、この伯夷・叔斉の故事についての二様の読み取りを対照させた叙法は、読み替えの機能を計算の上で仕組まれたものと見られ、編述主体の、説話の読み取りの相対性についての理解を窺わせる。十訓抄の連想にかかわる「読み替え」は、かような編述主体の説話に対する理解を背景としている点、注意しておいてよいだろう。

さて、このようにして、第二章第3段の叙述は、編述主体の説話の読み取りの相対性に関する理解に基づいて「読み替え」が仕組まれたものと見られるが、一方、この仕組まれた「読み替え」の機能は、連想にかかわる「読み替え」の機能を考える上で、一つの示唆を与えている。ここでは、「廉潔」の表現にむけて記号化した伯夷・叔斉の故事が、「独善的ひとりよがり」との解釈をとる朗詠詩によってコードを多元化され、これをとおして「世ニアル道ノワヅラハシク振舞ニクキ」現実の例証と、「堅ク恐ツムベキ」との教訓の提示が果たされる。世に従う道を求めて種々の教訓を設定する十訓抄にとって、倚平の詩に示される「独善的ひとりよがり」との読み取りは、かなり印象的なものであったようで、第六章第1段の「関連話題」として伯夷・叔斉の故事を引く際の理解の背景ともなったかのごとくであるが、本段話においては、これによる伯夷・叔斉話の読み替えが現実認識を揺り返し、世に従う道への消極的対応を導いていることになる。読み替えは、説話の読み替えに止どまらない。それは、編述主体の知の枠組みを揺さぶり、突き崩し、その組み替えを迫って新たな認識を導く営みでもあった。

四 読み替えの機能

ところで、対象話題に対する自在な読み替えの営みに基づいて話を連ねていく、という時、それは、「読み替え」の機能に、説話を呼び起こして作品の展開を導く役割を認めることであろう。同様の様態を示すものとしては説話集の説話連纂がある。益田勝実氏が、古代貴族社会の男性による世間話の伝承の場の形態について論述した一連の論文（「貴人と侍者」解釈と鑑賞30—2、一九六五・二。「中世風刺家のおもかげ—宇治拾遺物語の作者」文学34—12、一九六六・一二など）で、古事談・宇治拾遺物語にかかわって指摘した「巡り物語」の手法がそれで、「角度を変えては、物語る話をつかみ直し、見直しして次の話を呼び起こしていく」といったかたちをとる説話集の話題展開の方法は、

確かに「読み替え」の営みを前提とするものといつてよい。十訓抄において、第二節に示した例や、第七章第2段が、「是ハ彼僧ノスミメルコトニハアラズ、天魔ノ所為ナレドモ、愚ナルヨリヲコレル上、先ノ事ニ相似タル間注ス」と記して、第1段への読み替えによる類想話であることを説明し、さらに、この読み替えに基づく類想話引用をとおして、「人ノアザムキタバカラム事」への思慮を説く第3段以降への展開を導いているなどに注目すれば、説話集の説話連纂どうよう「巡り物語」的な話題の展開に深くかかわるものとして「読み替え」の機能をいうことが可能である。しかし、一方で、十訓抄には、角度を変えて物語る話をつかみ直し、見直して次の話呼び起こしていきながらも、それが話題の展開にかかわるだけでなく、作品の設定するテーマに関与していく場合が少なくない。例えば、第三章第2段以下に続く話題の連なり方は、その事例である。

第2段は、大江匡房に関する話題で、「博士ナレバ」と「アナヅリテ」女房達が和琴を弾かせようとしたところ、匡房が「相坂ノ」歌で断り、女房達を恥じ入らせたとの話。第三章の設定テーマである「不侮人倫事」の「引証」として引かれたものだが、この話のうち、博士が機知に富んだ和歌を案じた点の意外性に注目して、第3段では、さるべき人々の故昔三位旧邸での朗詠を「老タル尼ノヨニアヤシゲナル」が訂したとの話題が語られる。第4段から第7段までは第3段をうけた「スミミテ人ヲアナヅルニハアラネドモ、思ハヌ外ノ事」の類例提示。第7段（俊成息）と人的連関をもって連なる第8段（俊成娘）は、第3段と場面設定の点で通い、「思ハヌ外ノ事」として描きつつ「アナヅリ」をも読み取らせる話題となっている。そして第9段では、「風月ノ方コトナル聞エナカリケ」る周易博士季親が侮られて連句をしかけられたものの見事応じえた話題が語られ、第2段への回帰が果たされる。第三章第2段から第9段へ、「不侮人倫事」のテーマの規制をうけて回帰を果たすこの話題の連なりにおいて、第2段の読み替え（博士が機知に富んだ歌を案じた意外性への注目）に導かれた

第3段が、第4段以降の展開の契機となっているのは、見られる通りである。しかし、ここで注意したいのは、この展開の契機となった第3段が、十訓抄の叙述においてどのように扱われているかである。それは、本段に付された評言、すなわち、「是ハスミミテ人ヲアナヅルニハアラネドモ、思ハヌ外ノ事也。此等マデモ心スベキニヤ」の言葉に明らかであろう。そこでは、本章に設定されたテーマと「読み替え」を通して連想された説話の読み取りが対照され、両者間の相異を確認しつつ、その相異点が、テーマにたいする解釈の拡大の内に解消されている。つまり、「読み替え」によって連想された話題が、編述主体の設定したテーマに働き掛けてこれを揺さぶり、テーマそのものを編述主体の内でも成長させる役割を果たしたのである。十訓抄において、連想の間の「読み替え」は、話題展開にかかわるだけでなく、想起された話題と対象話題との相異点の対照を介して、編述主体に作品設定テーマの新たな認識化を促す契機をばらむ営みとしてあったと知るべきであろう。

同様のことは、連想間における「読み替え」の営みだけでなく、連想に基づいて導かれた話題が対象話題との間にもたらす「読み替え」の営みについても指摘できる。第三節に引いた事例のうち、第六章第24段の武則・公相話題と曾参話題との場合がこの例だが、このほか、たとえば、第八章第4段で、「女ノ物ネタミ」の「引証」天曆女御安子の話題に対する「関連話題」として連想された儀同三司伊周左遷の話題が、「此道ニオイテハ忍ビエザル事、女ニモカギラザリケリ」の評言を導いているケース、また、第五章で、「イモセノナカラヒ」における女の「アルマジカラム振舞」を戒め、「父母ノ斗ニ随ベキ」ことを説きつつ、第13段に父母のいさめを聞き入れず司馬相如のもとに走った卓文君の話題を導いて、「是又スキノ道ナレバ一筋ニ難定」とし、第六章で、不信不浄の振る舞いが仏神にうけられない「引証」を示しながら、第30段の天竺話題、仏法不信の遺言に従う遺龍が王の勅によって心ならずも法華経八軸の外題を書きその功德で亡父の地獄の苦患を救った

話を、「但」として引き、「様ニヨルベキニヤ。一筋ニ思ヒ定ガタシ」とするなど、その例は少なくない。これらの内には、第一章末尾第57段での、三河守知房の歌を褒めた伊家がかえって知房からとがめを受けた話と公任に歌を称賛された範永がこれを喜び称美のかいあった話との対照が、「カヤウノ事ハヨクイタレル人ノスベキ也」と処理されたり、第九章で、恨みに家を捨て、都を離れて、実の道に入った人々のあらまほしき生き様を例示したあと、第11段の、官位昇進の恨みに官を辞した伊通がほどなく中納言に任じられ、後太政大臣に至った話題を引き、この間の相異を、「是ハ、世モ今スコシアガリ、人モ才能イミジカリケルユヘナリ。カヤウノタメシハ、マレナル事ナレバ、今ノウチアルタグヒ、マナビガタカルベシ」として埒外において、対象話題のテーマを揺り動かすにはいたらず、対照的な事例の紹介に止どまるものもあるけれども、多くは、第七章第17段から第21段に引かれる詩歌詠作の折のたばかり・たばかられの話題にたいして、「但、カヤウノ事、我タメウシロメタカラム人ナドニ、必云アハスベント覚ルカタモアリ」として連ねられた第22・23段が「カヤウノ事尤可思慮歎」と結ぶごとく、判断を保留するかたちで性急な現実理解が避けられている。それは、対照的な話題の紹介にとどまる場合も含め、連想に基づく説話引用が、対象話題との間に「読み替え」の営みをもたらす、作品の設定主題に働き掛けてこれを揺り返し、編述主体に判断の保留を促しつつその現実認識に拡がり柔軟さをあたえていることを教えていよう。「読み替え」は、説話の読み取りの多元化を促すだけでなく、また話題の展開を支えるだけではなく、これを通じて十訓抄の叙述を領導し、作品の形成に参与していたのである。

五 結び

以上、十訓抄の叙述に認められる、連想にかかわって営まれた「読み替え」について、その形態と機能を概観した。小論は、その「読み替え」の実際を、編述主体の連想の自律運動を考えるなかで意味付け

てきたが、あるいは、これを編述主体の作品形成にかかわる方法的自覚に基づくとする見方もあるかも知れない。たとえば、話題展開やテーマへの揺さぶりの機能を果たすとみた「読み替え」は、意識的なズレや対立を、対象話題からの類想に見せ掛けつつ仕組んだものである、といったように。確かに、そのような場合もあるかもしれない。しかし、一方で、そのような機能をもたずに営まれる「読み替え」を見逃すわけにはいかないであろう。展開やテーマにかかわらず「引証」話題を読み替えて連なる、また相互の読み替えを促す説話の引用は、作品世界の主題を越えた拡がりをもたらすために仕組まれたというより、やはり、編述主体の自律的な連想の営みの所産とみるべきではないだろうか。連想は、種々の規制をうけながらも、時に解放され、対象話題の読み替えを通して叙述にズレをもたらす、また説話相互の読み替えを促して、作品世界を拡大する。そして、そのようにして営まれる「読み替え」が、ある時は話題の展開をささえ、またある時は、作品叙述の枠組として編述主体の手で設定された諸テーマを突き返し、揺り返し、拡大し、編述主体の内に成長させる。連想、この編述主体の自己運動こそが、十訓抄の表現を支え、その形成を導いた、と考えたい。

さて、小論の如上の論述は、もっぱら十訓抄の表現の解明を主眼においたものだが、前稿にも指摘したごとく、十訓抄は、その冗舌な文体の故に、かえって寡黙な文体を装う説話集の沈黙の中身を示唆するものと見られ、この意味で、小論の観察は、説話集の表現への一つの視点を与えるであろう。たとえば、説話集の説話連纂に認められてきた「読み替え」を内容とする連想の営みが、話題展開の方法に止どまらず、編述主体の連想の自己運動に基づく作品表現の一環としてあり、所収説話の読み取りの多元化と深くかわる作品表現世界の形成に参与している、との見方（それは、「集」であることに一つの形態的特質をもつこの文芸ジャンルの、表現特性への問い掛けに答えるものとなる）や、作品の枠組としての構成が整えられた説話集において、そ

の構成の内容としての主題は、作品を形成に導く自律的連想によって揺さぶられ、相対化され、時に無視されるものとしてあり、この自己運動を作品表現の中心として考えれば、テーマは編述主体の話題連想の軸、あるいは規制として働くにすぎない、との見方など。その有効性については、作品個々の具体的な検証を必要としようが、説示性を重く見すぎた説話及び説話集研究への反措定として、ここに提出しておくこととしよう。

ところで、十訓抄の叙述を、編述主体の自在な連想とこれを規制する諸要因との拮抗に特色付けるとして、しかしながら、その連想は、説話を対象とするだけではない。第三節おわりにみた第二章第3段は、和漢朗詠集の橘倚平詩にみられる伯夷・叔斉の故事への読み取りを「引証」に仕立てるべく組み立てられた章段であったが、かようにして、漢詩文、あるいは和歌・物語作品が連想の対象となる場合も多い。十訓抄の表現を支えたと見られる連想、その自己運動の実態は、それらをも視野に入れながら確認されなくてはならないだろう。

(一九八六・九・三〇稿)

注 前稿における説明を抜粋しておく。

「主題文」は、各章の主題を提示し説明した叙述で、各章冒頭の小序や叙述の節目、また引証例の説明などに見出される。作品展開の骨格を形成するものと言ってよい。「引証」は、主題を敷衍説明するために引かれた、仏典・典籍の一節や漢詩・和歌、或は故事をいう。「関連話題」は、「引証」にかかわって想起引用された話題で、これに更に関連話題が続く場合や、また「関連説明」の例証としてひかれる場合もある。「関連説明」は、引証や関連話題に対して、これを典拠とする作品例を示したり、また注釈、説明を施した叙述。「関連話題」や「関連説明」が主題の引証の機能を兼ねている場合もまま見受けられる。

(本学講師・国文学)